奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則の 一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

奈良県知事 荒 井 正 吾

奈良県規則第二十一号

の一部を次のように改正する 奈良県事務処理の 奈良県事務処理の 特例に関する条例施行規則 特例に関する条例施行規則 (平成十二年三月奈良県規則第七十 0 部 を改正す える規 魺 一 号

第五条を第六条とする。

改め、 第四条 同条を第五条とする。 (見出しを含む。 中 別表第一の二十八の 項 を 「別表第一の三十の 項 に

に改め、 第三条 同条を第四条とする。 (見出しを含む。 中 別 表第 _ の 二 十 七 \mathcal{O} 項 を 別 表第 \mathcal{O} 二十九 \mathcal{O} 項

18 第一 の 項 1 」 を加える。 第二条の見出し及び同条第一 の二十六の項 を「別表第 に改め、 _ の二十六の 11から13まで及び 同条第二項中 項 項中 18 「別表第一の二十五の項 に改め、 <u>1</u>5 「別表第一の二十五 に改め、 同条を第三条と 同条第三項中 11 \mathcal{O} から 項 1 13まで及び15」 別 第一 を 表第一 「別表第一 条の の二十五 を の二十六 \mathcal{O} 別表 の項

(条例別表第一の十三の項の規則で定める場合)

第二条 条例別表第 <u>ー</u>の 十三の 頃の 規則で定める場合は、 次に掲げる場合とする。

- す が外国にある親族等の疾病、 る必要が 一般旅券の あると認められる場合 発給を受けようとする者 事故、 天災等による死亡、 (以下この条にお 入院等により、 V て 「申請者」 という。 緊急に渡航
- 市 けることが困難であると認められるとき。 町村に 申請者が業務上の事由等により早急に外国に渡航する必要が お 11 、 て 一 般旅券の発給を申請するとすれば渡航の予定日前にその交付を受 ある場合に おい
- 三 れ 申請者が旅券法 か に該当する場合 (昭和二十六年法律第二百六十七号) 第十三条第一項各号 \mathcal{O} い
- 兀 慮 請者が市 て適当でな 町 村にお 11 と認 8 11 5 7 _ れる場合 般旅券の 発給を申請することが当該 申 請 者 \mathcal{O} 便
- Ŧī. 前 各号に掲げる場合の ほ か やむを得な 1 理 由 が あ ると認 8 5 る場合

表第一の二十六の項1」に改める。 別表第一中「第二条関係」を「第三条関係」に、 「別表第一の二十五の項1」 を 別

四の項2」 七の項11」を 十三の項54」を「別表第一の二十四の項54」に改め、 別表第二中 を「別表第二の三十五の項2」に改める。 「別表第一の二十九の 「第五条関係」を「第六条関係」に改め、 項11」に改め、 同表 同表 の 十 同表 \mathcal{O} 兀 の 三 \mathcal{O} \mathcal{O} 項中 項 \mathcal{O} 中 項 中「 「別表第二の三十 別表第 別表第 _ の 二 十 --- $\overset{\mathcal{O}}{=}$

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。